そよかぜネットワーク規約

平成二十六年二月一日改定平成二十年七月慣例法制定

目的

第一条

本規約はそよかぜネットワー クの円滑な活動を目的として制定される。

(定義)

第二条

本規約内において、 次の各号に定める用語の意義は、 下の通り定義される。

- 本ネットワーク そよかぜネットワーク(もしくはそよかぜネットワー B、そよかぜOB組等の、 表記ゆれも含む)
- 参加者 本ネットワークに参加を表明し、また参加しているもの。
- 管理者 して、 らびに本ネットワークの連絡手段であるメーリングリストを管理するものと 別途定めた参加者。 本ネットワークの基幹ウィキサイト《そよかぜOB W i k i ∗ な
- 匹 事業体、 架空鉄道等 合自動車会社、 団体、およびこれらに付帯する企業。 本ネットワーク内において活動している、 貨物自動車会社、船舶会社、航空会社、 これに類似する公営 架空の鉄道会社、
- 五. ウェブサイト。 本ネットワークの管理下にあるウィキサイト、 メーリングリスト、
- 六. 画像等 サイトにアップロードされた画像並びに動画。

(参加)

第三条

り、管理者へ通達するものとする。 本ネットワークに新たに参加したい参加者については、 別途定める方法によ

第四条

ければならない。 管理者は第三条の申し出があった場合、 速やかにこの加盟について審議しな

第五条

次の事実が発覚した場合、 管理者は参加者の加盟を、 次の場合を除き拒むことはできない。また加盟後 管理者はその参加者を除名することができる。

他架空鉄道ネットワー ク等で風紀を乱す行為が見受けられた場合。

- 二.別名による重複加盟の場合。
- 三.本ネットワークで除名処分となった者。
- 本ネットワークの風紀を乱す者。 またはそのおそれのある者。
- 五.第六条の定めによる新規加盟中止期間中。

第六条

再開することができる。 管理者は一箇月以上の猶予を持って参加者の新規加盟の受付を中止、 および

第七条

れかに該当する者はこの限りではない。 れを妨げない。路線単位の重複加盟も本規定に準ず。 い。同様に、他架空鉄道ネットワーク等の参加者の新規参加についても、 参加者の他架空鉄道ネットワーク等の参加について、管理者はこれを妨げな ただし、 第五条のいず ح

(参加者の権利)

第八条

参加者は、以下の権利を有す。

- 場合はこの限りではない。 本ネットワーク内で、新たに路線を敷設する権利。 ただし、 本規約に反する
- あり、 管理者による決定に対する異議申し立てを行う権利。 また決定から二箇月をその期間とする。 ただし、 正当な理由が
- 三 サイト上に自ら製作した画像等のアップロードを行う権利。
- 四 サイト上の自らが運営する架空鉄道等の頁についての閲覧権変更を要求する ただし、複数の参加者にまたがる場合を除く。
- Ŧį. 自由に脱退する権利。 除名された場合を除き、 復帰する権利。
- 六.規約改定に対し意見を述べる権利。

(管理者の権限)

第九条

管理者は第八条の権利の他、以下の権限を有す。

- ・新規加盟、および除名の裁定権。
- 二.サイト上の閲覧権限を変更する権限。
- 三.参加者間における、地域の衝突における調整権。
- この限りではない。 参加者間の紛争における仲裁権。 ただし管理者が紛争に関与している場合は
- 五・サイトの管理権。

参加者の義務)

第十条

参加者は、本ネットワークの参加期間中、以下の義務を負う。

- 管理者へのハンドルネー 名を開示する義務。 į, メー ルアドレス、参加社局名、 区間並びに地域
- <u>-</u> 新規加盟時以外に新たに架空鉄道等を加盟させる場合、 びに地域名を管理者に開示する義務。 その社局名、 区間並
- \equiv 自らが管理する架空鉄道等に変更点があった場合、 させる義務 速やかにサイト等に反映
- 四 二箇月以上の活動休止期間が発生する場合、 行う義務。 その期間の通告を予め管理者に
- 直通運転、 駅への乗り入れ、 類似する行為を実施する場合、 合議を行う義務

(管理者の責任)

第十一条

管理者は第十条の義務の他に、以下の責任を負う。

- 一・共同管理の責任。
- はならない。 特別の定めのある機関からの文章による求め、事務手続きおよび参加後の連 定めにより知り得た個人情報を、 個人情報保護の責任。管理者は第四条の事務手続き上、および第十条一項の または本規約に特別の定めがある場合を除き、 警察、検察、 裁判所等の法令または条例に 管理者間を除き開示して

第十二条

参加者は以下の架空鉄道等を本ネットワー クに複数加盟させることができ

- 号)のいずれか、 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)、軌道法(大正十年法律第七十六 もしくは両方、あるいは類似する海外法規に準拠した鉄軌
- 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)、貨物自動車運送事業法(平成 る海外法規に準拠した旅客自動車運送事業者または貨物自動車運送事業者。 元年法律第八十三号)、 関連法規のいずれか、もしくは全て、あるいは類似す
- \equiv 海外法規に準拠した船舶運航事業者。 海上運送法 (昭和二十四年法律第百八十七号)、関連法規、 あるいは類似する
- 匹 外法規に準拠した航空運送事業者 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号)、関連法規、 あるいは類似する海
- 五. 第一号から第五号までの各号の株式を保有する目的で設立された会社。
- 六 第一号から第五号までの各号の会社に、 運送用機器を納入する役目を負う会
- 七 第一号から第五号の各号までの事業を営むことを目的として、 (昭和二十七年法律第二百九十二号)、 関連法規、 あるいは類似する海外法 地方公営企業

規に準拠した地方公営企業、または自治体。

八、第一号から第五号、第七号の参加にある会社局。

第十三条

者の許諾を得ることで加盟させることができる。 参加者は第十二条の各項に規定されていない事業者を加盟させる場合、管理

第十四条

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第七十八条並びに第七十九条 の定めによる自家用有償旅客運送事業については、第十二条七項を準用する。

色上

第十五条

らない。 参加者が本ネットワークから脱退する場合、予め管理者へ通告しなければな

第十元条

ならない。 管理者は参加者からの脱退の申し出を受けた場合、速やかに対応しなければ

第十七夕

脱退する参加者の架空鉄道等については、脱退する参加者、 からの申し出が無い限り、 廃止扱いとする。 並びに他参加者

第十八冬

ならない。 管理者は脱退する参加者のデータを、 申し出の無い限り全て抹消しなければ

(休止)

第十九条

者は第十条四項の定めにより、期間を管理者側へ予め通告しなければならな 参加者に何らかの事由によって二箇月以上の休止期間が発生する場合、参加 ただし、 一年を超える休止については受け付けないものとする。

第二十多

定をその期間、および終了日から起算して二箇月間免れることができる 第二十条の定めにより管理者側へ通告した者は、長期休止者の除名処分の規

第二十一条

だし、 第十九条の定めにより申請した休止期間は、 通算して一年を超えない範囲とする。 一度に限って延長を認める。 た

(閲覧権限の規制)

第二十二条

参加者は第八条四項の定めにより、自らの架空鉄道等の頁についての閲覧権 限を変更すること、 およびハンドルネー ムの不可視化措置を、 管理者に求め

者たる参加者全員の承諾を得る必要がある。 ることができる。ただし、その頁が複数の参加者間に跨っている場合、

第二十三条

できる。 以下に定める場合において、管理者は参加者の許可を得ずに開示することが 理者は速やかに検討を行い、 第二十二条の定めにより、 参加者より閲覧権限の変更を要求された場合、管 閲覧権限を変更しなければならない。 ただし、

- 警察、検察、裁判所等、 法令または条例に定めるところからの開示命令。
- 二、本規約に反する行為のあった場合。

第二十四条

を行う。 る場合、管理者は譲渡先参加者と協議の上、必要に応じ再度閲覧権限の変更 第二十二条の定めにより閲覧権限を制限した頁に係る架空鉄道等を譲渡す

ネットワーク内の準拠法)

第二十五条

トワーク内に特別の定めがある場合はそれを優先する。 本ネットワーク内事業者の準拠法は日本法、通貨は日本円とするが、

(禁止事項並びに罰則)

第二十六条

きる。ただし、以下に定める場合を除く。 業者間で、競合となる路線の敷設を行ったものは、管理者がこの件に関与し わらず当事者たる参加者間に交わされる合意によって変更を行うことがで ていない限りにおいて管理者による仲裁を行い、管理者の仲裁の有無にかか 本ネットワーク内において、第十二条一項、および九項の定めによる鉄道事

- 一.競合路線同士双方の了承がある場合。
- 競合関係ではあると認められるものの、 大幅な差がある等、 相互に棲み分け、 補完が成立しているとみなされる 間隔がある、 駅数または列車に
- 三.管理者が特段の定めを行った地域。

第二十七条

込みについては管理者が除去を行う。この違反が参加者によるものであると を定めまたは期間を定めずサイトへのアクセスを禁止する。また、当該書き サイト上において、本ネットワーク並びに他ネットワーク等の誹謗中傷と認 認められた場合、 ロバイダ、地域(以下総称し、ISPと記す)単位により、 められる書き込みを行った者は、 半年以内の期間を定め活動停止とする。 個人またはインターネット・サービス・プ あるいは除名処分 半年以内の期間

とする。

第二十八条

はその画像等の除去を行う。 サイト上に無圧縮形式画像の掲載を禁じる。違反が認められた場合、 管理者

第二十九条

える画像の掲載を禁じる。 サイト上にアニメーション画像を掲載する場合、六百四十ピクセル四方を超 違反が認められた場合、管理者はその画像の除去

第三十条

により、 られた場合、 については管理者が除去を行う。 公衆風俗に反する文章、 期間を定めずサイトへのアクセスを禁止する。 除名処分とする。 画像等の掲載を行った者は、 この違反が参加者によるものであると認め 個人またはISP単位 また、 当該書き込み

第三十一条

加者への譲渡、または廃止を行えるものとする。 することを禁じる。放置が認められた場合、管理者は一週間の公示の後他参 架空鉄道等を、第十九条の定めによる申請期間中を除き二箇月を超えて放置

第三十二条

サイト上に事件事故のみの頁を作成することを禁じる。 管理者はその頁を除去する。 違反が認められ

第三十三条

処分とする。 ると認められた場合、半年以内の期間を定め活動停止とする。 た画像等については管理者が除去を行う。この違反が参加者によるものであ を禁止する。 単位により、 本ネットワークの風紀を乱す行為を行った者については、個人またはISP また、この行為によって行われた書き込み、アップロードされ 半年以内の期間を定めまたは期間を定めずサイトへのアクセス あるいは除名

第三十四条

第十一条二項における定めの対象外とする。 ドルネームおよびIPアドレスを、サイト上に掲載する権利を有す。 となった者のIPアドレス、ISP、および除名処分となった参加者のハン 管理者は、第二十七条、第二十九条、第三十三条の定めによりアクセス禁止

坭三十五条

項の異議申し立てを行う権利による異議申し立てを行使できる。ただし、 第二十六条から第三十三条までの定めによる裁定に対し、参加者は第八条二 定日を起算とし二箇月を超えたものについては第八条二項の定めにより、

議申し立てを行う権利が消滅したものとして取扱い、 これを認めな

第三十六条

管理者は第三十五条の規定による異議を申し立てられた場合、 れた場合による罰則の競合については、 回答しなければならない。なおこの定めにより情状酌量、あるいは免除とさ この定めを優先する。 理由について

(改定)

第三十七条

ならない。 本規約の改定については、管理者は改定日の一箇月前までに公示しなければ

۵.

第三十八条

参加者は第八条六項の定めにより、 改定案に対し意見を述べる権利を有す。

(準拠法)

第三十九条

本規約の準拠法は日本法とする。

(本規約の有効性)

第四十条

にはそれらに何ら影響を受けることなく有効とする。 本規約のいずれの規定が無効、あるいは違法とされても、 本規約の他の規定

免責)

第四十一条

場合を除く。 だし、それが裁判所の判決により管理者の恣意的なものであると認められた より参加者並びに閲覧者が被った損害について賠償する責任を負わない。た 管理者は、本ネットワーク参加、 および本ネットワークの管理するサイトに

(合意管轄)

第四十二条

岡簡易裁判所、または福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とす 参加者および管理者は、本規約に関連して生じる一切の紛争を、 ることに合意する。 は管理者の居住地域を管轄とする簡易裁判所または地方裁判所、 参加者また

(有効期間)

第四十三条

二十五年七月三十一日制定の旧規約、および附則は本規約に継承され無効に なったものと解す。 本規約は平成二十六年二月一日より有効とする。 なお本規約の成立後、平成

(改定による特別規定)

第四十四条

を行った場合、この免除規定は効力を失う。 を適用しない。 第三十条、第三十三条の規定に反しない限りにおいて本規約による罰則規定 かつ本規約の有効日以前に行われた行為が、本規約により違反とされた場合、 平成二十五年七月三十一日改定の規約上では正当な行為とされており、なお ただし、有効日以降に編集、または画像等の再アップロード

第四十五条

平成二十六年二月二十八日、または従前の期限のいずれか長い方を適用する。 該当する架空鉄道等の公示日について、改定日をまたいで期限が及ぶ場合、 平成二十五年七月三十一日改定の規約上、並びに本規約上にて長期休止者に

以上